

国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度の導入に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を保有する事務においては、番号法第 27 条の規定により特定個人情報の取り扱いや情報漏えいなどのリスクを軽減するための措置等について特定個人情報保護評価を実施し、その内容を記載した評価書を公表することとされています。

また、特定個人情報ファイルの取り扱いについて①「重要な変更（※）」を加えようとする場合、②対象人数若しくは取扱者数の増加又は特定個人情報に関する重大事故の発生により「しきい値判断の結果の変更」が生じた場合には、特定個人情報保護評価を再実施することになっています。

（※）重要な変更

「重要な変更」とは、個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるものです。

具体的には、特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲、特定個人情報の使用目的、特定個人情報の突合、リスク対策（重大事故の発生を除く。）などです。

重要な変更の対象である項目の記載内容であっても、誤字脱字の修正、組織の名称、所在地、法令の題名等の形式的な変更又は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更については、特定個人情報保護評価を再実施する必要性が高くないことから、重要な変更には当たりません。

2 国民健康保険に関する事務と特定個人情報保護評価

特定個人情報保護の評価については、しきい値判断（特定個人情報ファイルの対象人数等による判断）により評価の種類が判断されます。

静岡市の国民健康保険に関する事務については、特定個人情報ファイルの対象人数が 30 万件未満だったため重点項目評価の対象でしたが、対象人数が 30 万件を超えることにより全項目評価の対象となり、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を作成することになりました。

3 全項目評価の対象事務となった場合の手続

- （1）特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を公示し、市民の皆様から意見募集を実施
- （2）提出された意見を考慮し、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において第三者点検を実施（令和 3 年 2 月頃）
- （3）特定個人情報保護評価委員会へ評価書を提出し、公表（令和 3 年 3 月頃）

4 全項目評価書の内容

【I 基本情報】

(1) 事務全体の概要

市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）は国民健康保険法（以下「国保法」という。）に基づき、医療保険制度を運営する保険者として国民健康保険を行うこととなっており、静岡市に住所を有する者（第6条に規定する適用除外に該当するものを除く）は国民健康保険の被保険者となります。

国民健康保険の運営のため国保法の規定に基づき被保険者の資格管理、賦課管理、給付管理、徴収管理を行います。

静岡市では、以下の事務で特定個人情報を取り扱います。

① 事務全体に関係する内容

- ・ 届出・申請の受理、確認
- ・ 本人確認
- ・ 住民登録外被保険者の個人番号の取得

② 資格に関する事務

- ・ 医療保険喪失に伴う資格取得、転出・医療保険取得に伴う資格喪失
- ・ 保険証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の交付（再交付含む）

③ 賦課に関する事務

- ・ 保険料の賦課額の決定
- ・ 保険料の軽減、減免
- ・ 国庫補助等の算定

④ 給付に関する事務

- ・ 療養費等の支給
- ・ 給付の調整、過去の給付記録の確認
- ・ 限度額適用認定証、標準負担額適用認定証の交付等

⑤ 情報提供に関する事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第22条による特定個人情報の提供のため、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行います。

⑥ オンライン資格確認等に関する事務

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関

別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行います。

- ⑦ オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
- ・ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、静岡市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、静岡市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行います。
 - ・ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、静岡市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、静岡市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行います。

(2) 事務において使用するシステム

① 国民健康保険システム

《資格管理機能》

被保険者情報を管理し、被保険者証等の発行を行います。

《賦課管理機能》

所得情報、世帯状況等から保険料の計算を行います。

《給付管理機能》

支給額の計算、給付履歴の管理、自己負担限度額区分等の管理を行います。

《徴収管理機能》

保険料の収入管理、還付、充当に関する管理、滞納情報に関する管理、督促状、催告書の発行に関する管理、滞納処分に関する管理を行います。

② 共通基盤システム（庁内連携システムと同義）

《住民基本台帳情報の連携》

住民記録システム（既存住基システム）で登録された異動情報を、他業務システムに提供します。

《各種資格情報》

他業務システムで登録された各種資格情報を、住民記録システムに提供します。

《符号取得》

情報保有機関内で利用する「統合宛名番号」を付番後、中間サーバーに通知し、符号取得に必要な「処理通番」を取得後、住民記録システムに通知します。

《宛名番号管理機能》

統合宛名番号、個人番号、業務システムの個々の宛名番号を紐づけ、その情報を保管・管理します。

《中間サーバー連携》

統合宛名番号を利用し、中間サーバーに各種特定個人情報を照会・提供します。

③ 中間サーバー

《符号管理機能》

情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理します。

《情報照会機能》

情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行います。

《情報提供機能》

情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行います。

《既存システム接続機能》

中間サーバーと既存システム、共通基盤システム（団体内統合宛名機能）及び住民記録システム（既存住基システム）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携します。

《情報提供等記録管理機能》

特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理します。

《情報提供データベース管理機能》

特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理します。

《データ送受信機能》

中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携します。

《セキュリティ管理機能》

暗号化/複号機能と、鍵情報及び情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理します。

《職員認証・権限管理機能》

中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行います。

《システム管理機能》

バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報の削除を行います。

④ 宛名システム

《宛名照会機能》

被保険者の宛名情報（住民登録者、住登外者）等を照会し、個人番号の照会を行います。

《住登外者の登録・更新機能》

住登外者の宛名情報を登録・更新し、住登外者の個人番号の登録・更新を行います。

《送付先の照会・登録・更新機能》

送付物の送付先、納税管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行います。

《住民記録連携機能》

住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得します。

《他業務向け宛名情報ファイル作成》

保険証・納付通知書作成等の処理で、宛名情報を取得するためのファイルを作成します。

《宛名情報連携機能》

共通基盤システム（団体内統合宛名システム）へ個人番号付きの宛名情報を送信します。

⑤ 住民基本台帳ネットワークシステム

《本人確認情報検索》

住民基本台帳ネットワークシステムC S 端末において入力された個人番号又は4情報（氏名・住所・性別・生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示します。

⑥ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム

《資格継続業務》

- ・ 被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信します。
- ・ 県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間のチェックを行います。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信します。
- ・ 給付に係る資格情報のデータを国保連合会へ送信します。

《高額該当回数の引き継ぎ業務》

- ・ 世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信します。
- ・ 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ（転出地市区町村高額該当情報データ）を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信します。

《オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供》

- ・ 被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信します。
- ・ 国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信します。

⑦ 医療保険者等向け中間サーバー等

医療保険者等向け中間サーバー等は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、資格履歴管理事務に係る機能（※1）、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能（※1）、地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（※2）を有し、取りまとめ機関が運営します。

(※1) 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため評価対象外。

(※2) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では個人番号取得及び基本4情報の取得は行わないため評価対象外。

(3) 保有する特定個人情報ファイル

国民健康保険特定個人情報ファイル

【Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要】

| | |
|-----------------|---|
| ファイル名 | 国民健康保険特定個人情報ファイル |
| 対象となる本人の数 | 10 万人以上 100 万人未満 |
| 対象となる本人の範囲 | 静岡市が行う国民健康保険の被保険者（国保資格喪失者等も含む）、擬制世帯主（国保資格を有していない世帯主）及び特定同一世帯所属者（後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に 1 人存在している者） |
| 必要性 | 正確かつ公平・公正な賦課、徴収及び給付等の国民健康保険事務を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。 |
| 主な記録項目 | 個人番号、その他識別情報（内部番号）、4 情報（氏名・性別・生年月日・住所）など |
| 保有開始日 | 平成 28 年 1 月 1 日 |
| 使用者数 | 100 人以上 500 人未満 |
| 委託の有無 委託内容 | 有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険システムを含む税務・国保年金システムの運用・保守 ・ 住民情報システム等オペレーション業務 ・ 電算帳票の事後処理業務 ・ 資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ・ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 ・ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 |
| 提供の有無 提供先 | 有 番号法第 19 条第 7 号別表第 2 に定める情報照会者（別紙 1 参照） |
| 移転の有無 移転先 | 有 番号法第 9 条第 1 項別表第 1（第 68 項）に定める情報照会者（保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課） |
| システム機器 の設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ・ サーバーへのアクセスは、ユーザー ID 及びパスワードによる認証が必要である。 |

【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】

| ファイル名 | 国民健康保険特定個人情報ファイル |
|--------------------------|---|
| 特定個人情報の入手に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者本人であることを確認している。 ・他業務からの情報入手時は、宛名番号に基づき該当被保険者と合致するかを確認している。 ・他団体からの特定個人情報の入手時は、1件ごとに基本4情報が該当被保険者と合致するかを確認している。 |
| 特定個人情報の使用に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID及びパスワードは個人ごとに割り当て、同一のパスワードを複数人で使用することはない。 ・ユーザーID及びパスワードにより利用権限を付しており、権限のない機能は利用できない。 ・ログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱い、どのような情報にアクセスしたかについて、システム操作履歴を作成し、一定の期間保存している ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用している。 ・職員に対して、個人情報保護に関する研修を実施している。 |
| 特定個人情報の取扱いの委託に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付けている。 ・システムの操作権限を持つ者を必要最小限とし、アカウントの管理、操作制限をかけ、操作履歴を記録させ、不正な使用がないことを確認させている。 ・契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守及び「特定個人情報等の取扱いに関する仕様書」に定める事項の遵守を明記している。 |
| 特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・情報の移転については、予め当該特定個人情報の保有課のデータ保護管理者（主管の長）にデータの使用許可を受けることとしている。 |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、国民健康保険システムへはアクセスできない。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される。 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 |

| | |
|------------------------------|--|
| 特定個人情報の保管・ 消去に係るリスク対 策 | <ul style="list-style-type: none">・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。・ファイヤーウォール装置を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。・ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新、OS及びミドルウェアについて、セキュリティパッチの適用を行う。・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止している。・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバー上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行っている。 |
|------------------------------|--|

【IV その他のリスク対策】

- ・年に1回評価書の記載内容通りの運用が行われていることを確認する。
- ・年1回以上、個人情報保護に関する研修を実施する。
- ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検及びセキュリティ研修等を実施する。

【V 開示請求・問合せ】

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先
 - ・葵区役所地域総務課（市政情報コーナー）
 - ・駿河区役所地域総務課（市政情報コーナー）
 - ・清水区役所地域総務課（市政情報コーナー）
2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ
 - ・保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課
 - ・葵区役所保険年金課
 - ・駿河区役所保険年金課
 - ・清水区役所保険年金課

【VI 評価実施手続】

1. 住民等からの意見の聴取
 - 方 法：静岡市市民参画の推進に関する条例第7条第1項による市民意見の聴取を実施
 - 実施期間：令和3年1月22日から令和3年2月22日
2. 第三者点検
 - 静岡市情報公開・個人情報保護審議会において実施予定